

消費税 一般(本則)課税の入力・記帳

インボイス制度導入後は、適格請求書等発行事業者との取引によって支払った消費税のみ、仕入税額控除額として消費税申告時の計算に含めることができます（経過措置あり）。インボイス制度に対応して一般（本則）課税の消費税申告を行う場合は、適格請求書等発行事業者との取引か、それ以外の者との取引かを区別して入力・記帳をしてください。

＜取引先が「適格請求書等発行事業者以外」の場合＞
例）マナーフォワードクラウド確定申告
〔税区分・インボイス〕欄にある〔適格〕のチェックを外します。

勘定科目 補助科目	取引先	税区分 インボイス ②	金額
仕入高	未選択	課仕 10%	132,000
補助科目なし		☐ 適格	

例）やよいの青色申告
〔請求書区分〕で「区分記載」を選択します。

摘要		請求書区分
信方税区分	官方税区分	仕入税額控除
0 商品仕入		区分記載
課税仕入 10%		80%経過措置

例）Excel・手書き等の記載例
〔インボイス〕欄を追加して「×」を記載します。

日付	相手勘定科目	相手税区分	インボイス	摘要	入金	出金	残高
10	1 接待交際費	軽8%	×	打合せ △□		12,000	8,000
10	2 消耗品費	10%	○	作業着購入		3,300	4,700

※ 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

※ 要件を満たしている事業者（中小事業者）であれば、1万円未満の取引について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例（令和11年9月30日まで）があります。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、
専用ダイヤルで受け付けています。

【インボイス制度電話相談センター】0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

青色活動紹介

会員親睦パークゴルフ大会開催

10月27日(金)に湯河原・真鶴支部主催のパークゴルフ大会が開催されます。詳細は該当地域の会員の皆様に同封したチラシをご覧ください。



城下町おだわらツーデーマーチ参加

11月19日(日)に青年部会が城下町おだわらツーデーマーチに参加し、湯河原・真鶴支部と合同で真鶴の川口水産前にて『おもてなし』活動を行います。



インボイス制度説明会・登録要否相談会

令和5年10月制度開始！
登録を受けるかどうかのご検討・ご相談はお早めに！
【発行事業者の登録を受ける方へ】ご申請・ご準備はお早めに！

対象・申込先	開催日(令和5年)	会場
1 仕組みから知りたい方 向け説明会(各回1時間程度) 【申込先：個人1部門 内線413】	10月26日(木)9:15～	小田原税務署3階
	11月22日(水)9:15～	
	12月8日(金)9:15～	
2 登録の要否を悩まれている方 向け登録要否相談会 (個別に各回30分程度。相談開始時間はご予約の際にご案内します) 【申込先：個人1部門 内線413 法人1部門 内線315】	10月26日(木)13:00～16:00	小田原税務署3階
	11月22日(水)13:00～16:00	
	12月8日(金)13:00～16:00	

申込先(電話での事前予約制)
小田原税務署0465-35-4511(代)

※ ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
※ 各回定員に限りがあるため、申込状況等によりご希望に添えない場合があります。
※ ちょっとした質問がある方、制度を詳しくお知りになりたい方・説明会に来られない方は、特設サイトからオンライン説明会の動画、Q&A、コールセンター【0120-205-553 9:00～17:00(土日祝除く)】もご利用ください。

○登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
(登録申請手続は、簡単・便利なe-Taxをご利用ください。)

税の基礎知識 医療費控除について

医師又は歯科医師による診療又は治療の対価

- 対象
○医師に支払った診療費・治療費
○入院の対価として支払う部屋代・食事代等
○人間ドック等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の人間ドック費用
○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代
○親族以外の付添人への報酬
○発育段階にある子供の歯列矯正費用
○妊娠の診断後の検査・入院・分べん費用
○非対象
○医師や看護師への謝礼
○入院のために購入した身の回り品の費用（寝巻き、洗面用具代等）
○テレビや冷蔵庫の使用料
○健康診断・人間ドック費用
○インフルエンザの予防接種
○自己の都合で利用した差額ベッド代
○美容のための整形手術費用
○付添人が親族の場合の報酬
○診断書の作成費用

医薬品等の購入

- 対象
○医師の処方による薬
○治療のため薬局で購入した医薬品（風邪薬、鎮痛剤など薬事法に規定する医薬品）
○治療のため必要な医師の指示で装着するメガネの購入費用（病名などを医師が記入した所定の処方箋が必要）
○成人用おむつ（医師の作成した「おむつ使用証明書」が有る場合）
○治療に直接必要な松葉杖・義歯（入れ歯）の購入費用
○非対象
○病気の予防や健康維持・増進、美容のため購入したマスク、サプリメントなど
○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代
○防ダニ寝具、空気清浄機の購入費用
○健康器具の購入代金

治療通院のための交通費

- 対象
○電車・バス等の公共交通機関の利用料（領収書や家計簿等に記入しておく）
○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代
○幼児や、要介護者などに同行する付添人の交通費
○非対象
○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車場代
○里帰り出産のための交通費
○タクシー代

あんま・マッサージ

- 対象
○施術者（あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師に関する法律に規定する施術者）、柔道整復師による施術費用
○非対象
○資格を持たない者による施術費用
○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用

介護施設等

○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。

次の算式によって計算した金額が控除額となります。

$$\text{その年中に支払った医療費の額} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円} \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等が200万円未満} \\ \text{の場合は、その5\%相当額} \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \left(\begin{array}{l} \text{最高200万円} \end{array} \right)$$

医療費控除Q&A

- Q 入院費を超える金額の生命保険契約に基づく入院給付金の支払を受けたときは、その超えた部分の金額は他の治療費から差し引く必要がありますか？
A 支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額からは差し引きません。
Q 共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合には、その医療費は、誰の医療費控除の対象になりますか？
A 夫婦が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。
Q 補聴器の購入は対象になりますか？
A 医師による診療や治療などのために直接必要な費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります。補聴器相談医が必要事項を記入した「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」と補聴器購入費用の領収書を保管してください。
Q 病気で寝たきりの人や高齢者のおむつ代は対象になりますか？
A 医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付又は提示が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません。

小田原税務署 0465-35-4511(代表)

10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です！

個人県民税とは		
・県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様にその能力に応じて負担していただく税金です。 ・県では、水源環境保全・再生に必要な特別な財源として、個人県民税の超過課税を活用しています（令和4年度～令和8年度の5年間の超過課税の税率は、均等割 300円、所得割 0.025%です）。		
【納める人】		
毎年1月1日現在で県内に住所がある個人	均等割と所得割	
毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人	均等割	

【納める額】（令和5年度）
・均等割……年額1,800円
・所得割……政令市に住所がある方は課税総所得金額の2.025%を、その他の市町村に住所がある方は4.025%を負担していただきます。

【申告と納税】
申告・納税などの事務は、個人市町村民税とあわせて市町村が行います。
・申告期限
申告期限は3月15日です。（所得税の確定申告書を提出した方は個人県民税の申告書を提出する必要はありません。また、原則として給与所得のみの方も同様です。）
・納税

給与所得者	6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされます。
給与所得者以外の所得者	原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。
公的年金等に係る年金所得	年6回の年金支給時ごとに年金から天引きされます。

◇問合せ先 | 小田原県税事務所 事業税課 TEL0465-32-8000(代)

本人又は生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合、医療費控除の申告ができます。医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のとおりです。

- 対象
○医師に支払った診療費・治療費
○入院の対価として支払う部屋代・食事代等
○人間ドック等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の人間ドック費用
○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代
○親族以外の付添人への報酬
○発育段階にある子供の歯列矯正費用
○妊娠の診断後の検査・入院・分べん費用
○非対象
○医師や看護師への謝礼
○入院のために購入した身の回り品の費用（寝巻き、洗面用具代等）
○テレビや冷蔵庫の使用料
○健康診断・人間ドック費用
○インフルエンザの予防接種
○自己の都合で利用した差額ベッド代
○美容のための整形手術費用
○付添人が親族の場合の報酬
○診断書の作成費用

- 資格を持たない者による施術費用
○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用

○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。

次の算式によって計算した金額が控除額となります。

$$\text{その年中に支払った医療費の額} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円} \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等が200万円未満} \\ \text{の場合は、その5\%相当額} \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \left(\begin{array}{l} \text{最高200万円} \end{array} \right)$$

医療費控除Q&A

- Q 入院費を超える金額の生命保険契約に基づく入院給付金の支払を受けたときは、その超えた部分の金額は他の治療費から差し引く必要がありますか？
A 支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額からは差し引きません。
Q 共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合には、その医療費は、誰の医療費控除の対象になりますか？
A 夫婦が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。
Q 補聴器の購入は対象になりますか？
A 医師による診療や治療などのために直接必要な費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります。補聴器相談医が必要事項を記入した「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」と補聴器購入費用の領収書を保管してください。
Q 病気で寝たきりの人や高齢者のおむつ代は対象になりますか？
A 医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付又は提示が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません。

年金・労働問題のお悩みごと解決のお手伝い 社会保険労務士 無料相談会

10月25日(水) 15時～19時
内容 労働問題(労働時間、賃金、雇用、労災、安全衛生) 社会保険(健康保険、年金)等
場所 ハルネ小田原うめまる広場
照会先 神奈川県社会保険労務士会小田原支部
TEL 0465-37-9318 (担当 山室)

税のカレンダー

○所得税の予定納税		納期限を守りましょう！ 口座振替を利用しましょう！
減額申請の提出期限：11月15日(水) 第2期分の納付期限：11月30日(木)		
○個人事業税		第2期分の納付期限：11月30日(木)
○固定資産税 ※小田原市は固定資産税及び都市計画税		小田原市：第3期分の納付期限：11月30日(木)

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限等については、お住いの市町村にご確認ください。
11月の花 スイートアリッサム

会員限定 無料相談 要ご予約 24-2612

弁護士の 法律相談会 10時～12時 10月20日(金) 11月7日(火) 11月17日(金) 12月5日(火) 12月15日(金)

弁護士の 相続相談会 10時～12時 10月18日(水) 11月15日(水) 12月20日(水)

社労士の 年金・社会保険相談会 10時～12時 11月14日(火) 12月12日(火) 1月16日(火)

不動産コンサルタントの 不動産相談会 10時～12時 11月19日(木) 11月30日(木) 12月28日(木)

税理士の 税相談会 14時～16時 10月19日(木) 11月16日(木) 12月21日(木)

融資相談会 10時～12時 12月6日(水)

経営コンサルタントの 経営相談会 日時応談 24-2614までご予約ください

会場 ご注意 同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。 納税者センター・青色会館